するまでの間にあるものをいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。）がいる通所給付決定保護者（次号から第六号までに掲げる者を除く。）　次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　ロに掲げる者以外の者　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

ロ　通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

第二十五条中「（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。第二十五条の五第一項において同じ。）」を削る。

第二十五条の二第一号中「ホまで」を「ヘまで」に改め、同号ホ中「第二十四条第五号」を「第二十四条第六号」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第二十四条第四号に」を「第二十四条第五号に」に改め、同号ニ(1)中「第二十四条第四号イ」を「第二十四条第五号イ」に改め、同号ニ(1)(i)中「障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ニ(1)(ii)中「最年長者である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ニ(2)中「第二十四条第四号ロ」を「第二十四条第五号ロ」に改め、同号ニ(2)(ii)中「障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ニ(3)中「第二十四条第四号ハ」を「第二十四条第五号ハ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第二十四条第三号に」を「第二十四条第四号に」に改め、同号ハ(1)中「第二十四条第三号イ」を「第二十四条第四号イ」に改め、同号ハ(1)(i)中「である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ハ(1)(ii)中「最年長者である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ハ(2)中「第二十四条第三号ロ」を「第二十四条第四号ロ」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者　次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　第二十四条第三号イに掲げる通所給付決定保護者　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(2)　第二十四条第三号ロに掲げる通所給付決定保護者　通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

第二十五条の二第二号中「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、同号イ及びロ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ホ中「又は通所給付決定保護者」を「、通所給付決定保護者」に改め、「該当する場合における当該通所給付決定保護者」の下に「又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ニ(1)中「第二十四条第四号イ」を「第二十四条第五号イ」に改め、同号ニ(1)(i)中「第二十一条の五の三第二項第一号」を「第二十一条の五の三第二項第二号」に改め、「障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ニ(1)(ii)中「第二十一条の五の四第三項第二号」に改め、「最年長者である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ニ(2)中「第二十四条第四号ロ」を「第二十四条第五号ロ」に改め、同号ニ(2)(i)中「第二十一条の五の三第二項第一号」を「第二十一条の五の四第三項第二号」に改め、同号ニ(2)(ii)中「第二十一条の五の三第二項第一号」を「第二十一条の五の四第三項第二号」に改め、「障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ニ(3)中「第二十四条第四号ハ」を「第二十四条第五号ハ」に、「第二十一条の五の三第二項第一号」を「第二十一条の五の四第三項第二号」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「ニ及びホ」を「ホ及びヘ」に改め、同号ハ(1)(i)中「第二十一条の五の三第二項第一号」を「第二十一条の五の四第三項第二号」に改め、「である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号ハ(1)(ii)中「第二十一条の五の三第二項第一号」を「第二十一条の五の四第三項第二号」に改め、「最年長者である障害児」の下に「（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　負担額算定基準者のうちに無償化対象通所児童がいる通所給付決定保護者（ニからヘまでに掲げる者を除く。）　次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　(2)に掲げる者以外の者　通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(2)　通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの　通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）